

静岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 22 日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第39号

静岡県都市公園条例の一部を改正する条例

静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 2 (i) アの表入場料を徴収する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

40,840円	40,840円	68,070円	47,640円	88,480円	115,710円	10,210円	15,880円
30,630円	30,630円	51,050円	35,730円	66,360円	86,780円	7,650円	11,910円
326,730円	326,730円	544,560円	381,190円	707,920円	925,750円	81,680円	127,060円

別表第 4 の 2 (i) アの表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

16,330円	16,330円	27,230円	19,060円	35,390円	46,290円	4,080円	6,350円
12,250円	12,250円	20,420円	14,290円	26,540円	34,710円	3,060円	4,760円
32,670円	32,670円	54,460円	38,120円	70,790円	92,580円	8,160円	12,700円
10,890円	10,890円	18,150円	12,700円	23,590円	30,850円	2,720円	4,230円
8,160円	8,160円	13,610円	9,520円	17,680円	23,130円	2,040円	3,170円

別表第 4 の 2 (i) イの表アマチュア野球に使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

2,570円	3,850円	860円	1,280円
1,920円	2,880円	660円	960円

別表第 4 の 2 (i) イの表アマチュア野球以外に使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

10,280円	15,400円	3,440円	5,120円
---------	---------	--------	--------

別表第 4 の 2 (i) ウの表入場料を徴収する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

42,400円	42,400円	84,800円	59,360円	101,760円	144,160円	10,600円	19,780円
33,920円	33,920円	67,840円	47,480円	81,400円	115,320円	8,480円	15,820円
339,200円	339,200円	678,400円	474,880円	814,080円	1,153,280円	84,800円	158,290円

別表第 4 の 2 (i) ウの表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

16,960円	16,960円	33,920円	23,740円	40,700円	57,660円	4,240円	7,910円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------

13,560円	13,560円	27,130円	18,990円	32,550円	46,120円	3,390円	6,330円
33,920円	33,920円	67,840円	47,480円	81,400円	115,320円	8,480円	15,820円
1人1回につき		160円	回数券		20回券	2,560円	
1人1回につき		80円	回数券		20回券	1,280円	

別表第4の2(イ)エの表専用で使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

5,620円	5,620円	11,240円	1,400円
4,490円	4,490円	8,990円	1,120円

別表第4の2(イ)エの表中「80円」を「90円」に、「1,250円」を「1,440円」に改める。

別表第4の2(イ)オの表入場料を徴収する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

29,770円	29,770円	49,620円	34,730円	64,500円	84,350円	5,950円
23,810円	23,810円	39,690円	27,780円	51,590円	67,470円	4,760円
297,700円	297,700円	496,200円	347,340円	645,040円	843,540円	59,540円

別表第4の2(イ)オの表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

11,910円	11,910円	19,850円	13,890円	25,800円	33,740円	2,380円
8,920円	8,920円	14,880円	10,410円	19,330円	25,290円	1,780円
29,770円	29,770円	49,620円	34,730円	64,500円	84,350円	5,950円

別表第4の2(イ)カの表一般の項利用料金の欄を次のように改める。

990円	1,890円	1,890円	3,160円	1,320円	3,210円	4,480円	990円
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------

別表第4の2(イ)カの表生徒・児童の項利用料金の欄を次のように改める。

740円	1,420円	1,420円	2,370円	990円	2,410円	3,360円	740円
------	--------	--------	--------	------	--------	--------	------

別表第4の2(イ)キ(7)の表入場料を徴収する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

58,740円	58,740円	97,900円	68,530円	127,270円	166,430円	14,680円	22,840円
29,370円	29,370円	48,950円	34,260円	63,630円	83,210円	7,340円	11,420円
58,740円	58,740円	97,900円	68,530円	127,270円	166,430円	14,680円	22,840円
117,480円	117,480円	195,800円	137,060円	254,540円	332,860円	29,370円	45,680円

234,900円	234,900円	391,600円	274,120円	509,020円	665,720円	58,720円	91,370円
469,920円	469,920円	783,200円	548,240円	1,018,160円	1,331,440円	117,480円	182,740円

別表第4の2(イ)キ(7)の表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

23,490円	23,490円	39,160円	27,410円	50,900円	66,570円	5,870円	9,130円
11,740円	11,740円	19,580円	13,700円	25,440円	33,280円	2,930円	4,560円
58,740円	58,740円	97,900円	68,530円	127,270円	166,430円	14,680円	22,840円
29,370円	29,370円	48,950円	34,260円	63,630円	83,210円	7,340円	11,420円

別表第4の2(イ)キ(8)の表専用で使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

6,820円	6,820円	11,370円	7,950円	14,770円	19,320円	1,700円	2,650円
3,410円	3,410円	5,680円	3,970円	7,380円	9,650円	850円	1,320円
6,820円	6,820円	11,370円	7,950円	14,770円	19,320円	1,700円	2,650円
13,650円	13,650円	22,750円	15,920円	29,570円	38,670円	3,410円	5,300円
27,300円	27,300円	45,500円	31,850円	59,150円	77,350円	6,820円	10,610円
54,600円	54,600円	91,000円	63,700円	118,300円	154,700円	13,650円	21,230円
2,730円	2,730円	4,550円	3,180円	5,910円	7,730円	680円	1,060円
1,360円	1,360円	2,270円	1,580円	2,940円	3,850円	340円	520円
6,820円	6,820円	11,370円	7,950円	14,770円	19,320円	1,700円	2,650円
3,410円	3,410円	5,680円	3,970円	7,380円	9,650円	850円	1,320円

別表第4の2(イ)キ(8)の表専用で使しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

1人1回につき	160円	回数券	20回券	2,560円
1人1回につき	80円	回数券	20回券	1,280円

別表第4の2(イ)クの表一般の項利用料金の欄を次のように改める。

1人1回につき	190円	回数券	12回券	1,900円
---------	------	-----	------	--------

別表第4の2(イ)ケの表専用で使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

1時間につき	2,460円
--------	--------

1 時間につき	1,840円
1 時間につき	6,150円
1 時間につき	4,610円

別表第4の2(1)ケの表専用で使用しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

1 回につき	240円
回数券12回券	2,400円
1 回につき	160円
回数券12回券	1,600円
1 回につき	420円
回数券12回券	4,200円
1 回につき	290円
回数券12回券	2,900円
1 人につき個人の所定料金 に10分の7を乗じて得た額	
1 人につき個人の所定料金 に10分の5を乗じて得た額	

別表第4の2(1)コの表アマチュアスポーツに使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

1 時間につき	6,210円
1 時間につき	4,650円

別表第4の2(1)コの表アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

1 時間につき	15,520円
---------	---------

別表第4の2(1)サ(7)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

19,200円
9,570円
4,760円
138,930円
4,440円

34,660円

別表第4の2(1)サ(7)の表スコアボードの項利用料金の欄を次のように改める。

7,000円

別表第4の2(1)サ(7)の表投球練習場の項利用料金の欄を次のように改める。

310円

別表第4の2(1)サ(1)の表電光表示盤の項利用料金の欄を次のように改める。

3,100円

別表第4の2(1)サ(1)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

67,190円
33,590円
22,360円
5,080円
224,160円

別表第4の2(1)サ(1)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

25,730円
12,840円
85,110円

別表第4の2(1)サ(1)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第4の2(1)サ(1)の表電光表示盤の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第4の2(1)サ(1)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

1,810円
1,710円
860円

420円
420円
210円
100円
18,510円
17,380円
8,660円
4,330円
4,330円
2,140円
1,070円
320円
160円
3,260円
1,600円

別表第４の２(イ)サ(㊦)の表冷暖房設備の項利用料金の欄を次のように改める。

13,580円
2,670円

別表第４の２(イ)サ(㊦)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

620円

別表第４の２(イ)サ(㊦)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

9,140円
4,540円
2,240円

1,070円
91,850円

別表第4の2(1)サ(㍿)の表放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

2,460円

別表第4の2(1)サ(㍿)の表報道用放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

2,460円

別表第4の2(2)アの表入場料を徴収する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

29,770円	29,770円	49,620円	5,950円
22,410円	22,410円	37,350円	4,650円
297,700円	297,700円	496,200円	59,540円

別表第4の2(2)アの表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

11,910円	11,910円	19,850円	2,380円
8,920円	8,920円	14,880円	1,780円
29,770円	29,770円	49,620円	5,950円

別表第4の2(2)イの表電光表示盤の項利用料金の欄を次のように改める。

4,010円
1,970円

別表第4の2(2)イの表放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

2,460円

別表第4の2(3)アの表入場料を徴収する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

37,630円	37,630円	62,720円	43,900円	81,530円	106,620円	9,400円	14,630円
30,100円	30,100円	50,170円	35,110円	65,210円	85,280円	7,520円	11,700円
301,050円	301,050円	501,760円	351,230円	652,280円	852,990円	75,260円	117,070円

別表第4の2(3)アの表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

15,050円	15,050円	25,090円	17,560円	32,610円	42,650円	3,760円	5,850円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------

11,280円	11,280円	18,810円	13,160円	24,440円	31,970円	2,820円	4,380円
30,100円	30,100円	50,180円	35,120円	65,220円	85,300円	7,520円	11,700円
10,030円	10,030円	16,720円	11,700円	21,730円	28,420円	2,500円	3,900円
7,520円	7,520円	12,540円	8,770円	16,290円	21,310円	1,880円	2,920円

別表第4の2(3)イの表入場料を徴収する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

42,400円	42,400円	84,800円	59,360円	101,760円	144,160円	10,600円	19,780円
33,920円	33,920円	67,840円	47,480円	81,400円	115,320円	8,480円	15,820円
339,200円	339,200円	678,400円	474,880円	814,080円	1,153,280円	84,800円	158,290円

別表第4の2(3)イの表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

16,960円	16,960円	33,920円	23,740円	40,700円	57,660円	4,240円	7,910円
13,560円	13,560円	27,130円	18,990円	32,550円	46,120円	3,390円	6,330円
33,920円	33,920円	67,840円	47,480円	81,400円	115,320円	8,480円	15,820円
1人1回につき		160円	回数券		20回券	2,560円	
1人1回につき		80円	回数券		20回券	1,280円	

別表第4の2(3)ウの表専用で使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

5,620円	5,620円	11,240円	1,400円
4,490円	4,490円	8,990円	1,120円

別表第4の2(3)ウの表中「80円」を「90円」に、「1,250円」を「1,440円」に改める。

別表第4の2(3)エ(7)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

19,200円
9,570円
4,760円
138,930円

別表第4の2(3)エ(7)の表スコアボードの項利用料金の欄を次のように改める。

7,700円

別表第４の２(３)エ(ｱ)の表投球練習場の項利用料金の欄を次のように改める。

310円

別表第４の２(３)エ(ｲ)の表電光表示盤の項利用料金の欄を次のように改める。

3,100円

別表第４の２(３)エ(ｴ)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

44,770円
22,360円
11,120円
149,050円

別表第４の２(３)エ(ｵ)の表放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

2,460円

別表第４の２(３)エ(ｶ)の表報道用放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

2,460円

別表第４の２(５)アの表専用で使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

33,030円	33,030円	66,070円	46,240円	79,270円	112,310円	8,250円	15,410円
46,960円	46,960円	93,920円	65,740円	112,700円	159,660円	11,740円	21,910円
62,550円	62,550円	125,100円	87,570円	150,120円	212,670円	15,630円	29,190円
110,750円	110,750円	221,500円	155,050円	265,800円	376,550円	27,680円	51,680円
16,510円	16,510円	33,030円	23,120円	39,630円	56,150円	4,120円	7,700円
23,480円	23,480円	46,960円	32,870円	56,350円	79,830円	5,870円	10,950円
31,270円	31,270円	62,550円	43,780円	75,050円	106,330円	7,810円	14,590円
55,370円	55,370円	110,750円	77,520円	132,890円	188,270円	13,840円	25,840円
66,060円	66,060円	132,140円	92,490円	158,550円	224,630円	16,510円	30,830円
93,920円	93,920円	187,840円	131,480円	225,400円	319,320円	23,480円	43,820円
125,100円	125,100円	250,200円	175,140円	300,240円	425,340円	31,270円	58,380円

221,500円	221,500円	443,000円	310,100円	531,600円	753,100円	55,370円	103,360円
----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------

別表第4の2(5)アの表専用で使しない場合の項中「200円」を「210円」に、「3,300円」を「3,360円」に改め、別表第4の2(5)アの表中「804,100円」を「886,000円」に改める。

別表第4の2(5)イの表専用で使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

10,620円	10,620円	21,240円	14,860円	25,480円	36,100円	2,650円	4,950円
5,310円	5,310円	10,620円	7,430円	12,740円	18,050円	1,320円	2,470円

別表第4の2(5)イの表中「200円」を「210円」に、「3,300円」を「3,360円」に改める。

別表第4の2(5)ウの表専用で使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

2,220円	2,220円	4,440円	550円
1,110円	1,110円	2,220円	270円

別表第4の2(5)ウの表中「200円」を「210円」に、「3,300円」を「3,360円」に改める。

別表第4の2(5)エの表一般の項利用料金の欄を次のように改める。

10,620円	10,620円	21,240円	14,860円	25,480円	36,100円	2,650円	4,950円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------

別表第4の2(5)エの表生徒・児童・幼児の項利用料金の欄を次のように改める。

5,310円	5,310円	10,620円	7,430円	12,740円	18,050円	1,320円	2,470円
--------	--------	---------	--------	---------	---------	--------	--------

別表第4の2(5)オの表一般の項利用料金の欄を次のように改める。

4,460円	4,460円	8,930円	1,110円
--------	--------	--------	--------

別表第4の2(5)オの表生徒・児童・幼児の項利用料金の欄を次のように改める。

2,230円	2,230円	4,460円	550円
--------	--------	--------	------

別表第4の2(5)カの表入場料を徴収する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

77,280円	77,280円	128,800円	90,160円	167,440円	218,960円	19,320円	30,050円
38,640円	38,640円	64,400円	45,080円	83,720円	109,480円	9,660円	15,020円
77,280円	77,280円	128,800円	90,160円	167,440円	218,960円	19,320円	30,050円
154,560円	154,560円	257,600円	180,320円	334,880円	437,920円	38,640円	60,100円
309,120円	309,120円	515,200円	360,640円	669,760円	875,840円	77,280円	120,210円
618,240円	618,240円	1,030,400円	721,280円	1,339,520円	1,751,680円	154,560円	240,420円

別表第4の2(5)カの表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

30,910円	30,910円	51,520円	36,060円	66,970円	87,580円	7,720円	12,020円
15,450円	15,450円	25,760円	18,030円	33,480円	43,790円	3,860円	6,010円
77,280円	77,280円	128,800円	90,160円	167,440円	218,960円	19,320円	30,050円
38,640円	38,640円	64,400円	45,080円	83,720円	109,480円	9,660円	15,020円

別表第4の2(5)カの表備考の欄に次のように加える。

- 3 入場料を徴収してアマチュアスポーツ以外に使用する場合の利用料金の額は、当該使用に係る入場料の徴収総額に100分の5を乗じて得た額が利用料金の欄に掲げる額を超えるときは、当該徴収総額に100分の5を乗じて得た額とする。

別表第4の2(5)キの表一般の項利用料金の欄を次のように改める。

1人1回につき 440円	回数券 12回券 4,400円
--------------	-----------------

別表第4の2(5)キの表生徒・児童の項利用料金の欄を次のように改める。

1人1回につき 220円	回数券 12回券 2,200円
--------------	-----------------

別表第4の2(5)クの表専用で使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

26,880円	26,880円	44,800円	31,360円	58,240円	76,160円	6,720円	10,450円
13,440円	13,440円	22,400円	15,680円	29,120円	38,080円	3,360円	5,220円
26,880円	26,880円	44,800円	31,360円	58,240円	76,160円	6,720円	10,450円
53,760円	53,760円	89,600円	62,720円	116,480円	152,320円	13,440円	20,900円
107,520円	107,520円	179,200円	125,440円	232,960円	304,640円	26,880円	41,810円
215,040円	215,040円	358,400円	250,880円	465,920円	609,280円	53,760円	83,620円
10,750円	10,750円	17,920円	12,540円	23,290円	30,460円	2,680円	4,180円
5,370円	5,370円	8,960円	6,270円	11,640円	15,230円	1,340円	2,090円
26,880円	26,880円	44,800円	31,360円	58,240円	76,160円	6,720円	10,450円
13,440円	13,440円	22,400円	15,680円	29,120円	38,080円	3,360円	5,220円

別表第4の2(5)クの表専用で使用しない場合の項中「200円」を「210円」に、「3,300円」を「3,360円」に改める。

別表第4の2(5)ケ(7)の表大型映像装置の項利用料金の欄を次のように改める。

13,370円

別表第4の2(5)ケ(7)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

67,190円
44,770円
22,360円
8,930円
224,160円
149,370円
74,680円
29,850円

別表第4の2(5)ケ(7)の表可動席の項利用料金の欄を次のように改める。

16,740円

別表第4の2(5)ケ(7)の表放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

8,930円

別表第4の2(5)ケ(7)の表控室1の項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第4の2(5)ケ(7)の表控室2の項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第4の2(5)ケ(7)の表控室3の項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第4の2(5)ケ(7)の表大会運営室1Aの項利用料金の欄を次のように改める。

1,070円

別表第4の2(5)ケ(7)の表大会運営室1Bの項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第4の2(5)ケ(7)の表大会運営室1Cの項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表大会運営室２Ａの項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表大会運営室２Ｂの項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表大会運営室２Ｃの項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表大会運営室３の項利用料金の欄を次のように改める。

430円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表大会運営室４の項利用料金の欄を次のように改める。

430円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表大会運営室５の項利用料金の欄を次のように改める。

1,070円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表研修室１の項利用料金の欄を次のように改める。

430円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表研修室２の項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表研修室３の項利用料金の欄を次のように改める。

430円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表会議室１Ａの項利用料金の欄を次のように改める。

430円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表会議室１Ｂの項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表会議室２の項利用料金の欄を次のように改める。

430円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表会議室３の項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表会議室４の項利用料金の欄を次のように改める。

210円

別表第4の2(5)ケ(7)の表会議室5の項利用料金の欄を次のように改める。

430円

別表第4の2(5)ケ(7)の表会議室6の項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第4の2(5)ケ(7)の表会議室7の項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第4の2(5)ケ(7)の表選手更衣室1の項利用料金の欄を次のように改める。

1,920円

別表第4の2(5)ケ(7)の表選手更衣室2の項利用料金の欄を次のように改める。

1,920円

別表第4の2(5)ケ(7)の表選手更衣室3の項利用料金の欄を次のように改める。

1,920円

別表第4の2(5)ケ(7)の表選手更衣室4の項利用料金の欄を次のように改める。

1,920円

別表第4の2(5)ケ(7)の表更衣室1の項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第4の2(5)ケ(7)の表更衣室2の項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第4の2(5)ケ(7)の表更衣室3の項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第4の2(5)ケ(7)の表更衣室4の項利用料金の欄を次のように改める。

880円

別表第4の2(5)ケ(7)の表予備室1の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第4の2(5)ケ(7)の表予備室2の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表予備室３の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表予備室４の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表予備室５の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表予備室６の項利用料金の欄を次のように改める。

210円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表予備室８の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表予備室９の項利用料金の欄を次のように改める。

210円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表インフォメーションの項利用料金の欄を次のように改める。

320円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表チケットブース１の項利用料金の欄を次のように改める。

320円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表チケットブース２の項利用料金の欄を次のように改める。

320円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表レセプションルームＡの項利用料金の欄を次のように改める。

6,040円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表レセプションルームＡ'の項利用料金の欄を次のように改める。

2,400円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表レセプションルームＢの項利用料金の欄を次のように改める。

1,490円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表特別観覧室Ａの項利用料金の欄を次のように改める。

2,080円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表特別観覧室Ｂの項利用料金の欄を次のように改める。

2,080円

別表第4の2(5)ケ(7)の表特別観覧室Cの項利用料金の欄を次のように改める。

780円

別表第4の2(5)ケ(7)の表特別観覧室Dの項利用料金の欄を次のように改める。

2,080円

別表第4の2(5)ケ(4)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

10,050円

別表第4の2(5)ケ(7)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

6,680円

別表第4の2(5)ケ(4)の表大型映像装置の項利用料金の欄を次のように改める。

10,050円

別表第4の2(5)ケ(4)の表電光表示盤の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第4の2(5)ケ(4)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

1,600円
260円
120円
50円
16,740円
2,720円
1,330円
540円

別表第4の2(5)ケ(4)の表冷暖房設備の項利用料金の欄を次のように改める。

22,360円

別表第4の2(5)ケ(4)の表可動席の項利用料金の欄を次のように改める。

32,200円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表移動席の項利用料金の欄を次のように改める。

21,450円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

8,930円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表大会運営室１の項利用料金の欄を次のように改める。

780円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表大会運営室２の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表大会運営室３の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表多目的室Ａの項利用料金の欄を次のように改める。

660円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表多目的室Ｂの項利用料金の欄を次のように改める。

660円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表研修室の項利用料金の欄を次のように改める。

660円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表会議室の項利用料金の欄を次のように改める。

210円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表チケット売場の項利用料金の欄を次のように改める。

320円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

540円
260円
5,510円
2,720円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表冷暖房設備の項利用料金の欄を次のように改める。

7,220円

別表第４の２(5)ケ(㊦)の表放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

4,440円

別表第４の２(6)の表ヒーリングコア研修室の項利用料金の欄を次のように改める。

980円	1,310円	2,300円
------	--------	--------

附 則

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県都市公園条例（以下「新条例」という。）第11条第２項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表第４に定める額の範囲内で行うことができる。